

令和5年度 第5回 吉見町農業委員会総会議事録

| | | | |
|------------|------------|----------|------------------|
| 招 集 期 日 | 令和 5年8月28日 | 開 催 場 所 | 吉見町役場 庁舎3階 中会議室 |
| 開閉の日時及び宣告者 | 令和 5年8月28日 | 午後 1時25分 | 開 会 議 長 伊田 由夫 |
| | 同 日 | 午後 2時35分 | 閉 会 |
| 議 長 | 伊田由夫 | | |

委員応招並びに出席状況

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | | <p>【農業委員】</p> <p>定員 10名 出席 9名 欠席 1名</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>定員 8名 出席 7名 欠席 1名</p> |
|------|---------|-----|-------------|---------|-----|---|
| 番号 | 氏 名 | 摘 要 | 番号 | 氏 名 | 摘 要 | |
| 1 | 小 林 勇 | 出席 | 推1 | 千 代 間 功 | 出席 | |
| 2 | 田 島 克 美 | 出席 | 推2 | 秋 庭 諭 | 出席 | |
| 3 | 宮 澤 義 和 | 出席 | 推3 | 笹 野 正 人 | 出席 | |
| 4 | 笹 野 英 三 | 出席 | 推4 | 金 子 隆 一 | 出席 | |
| 5 | 大 澤 明 子 | 出席 | 推5 | 大 室 禎 三 | 欠席 | |
| 6 | 伊 田 由 夫 | 出席 | 推6 | 吉 田 克 之 | 出席 | |
| 7 | 松 本 眞 一 | 欠席 | 推7 | 篠 田 邦 広 | 出席 | |
| 8 | 小 宮 一 博 | 出席 | 推8 | 赤 間 恵 美 | 出席 | |
| 9 | 福 田 實 | 出席 | | | | |
| 10 | 瀬 戸 直 行 | 出席 | | | | |

| | | | |
|---------------------|-----------|---|---------------|
| 出頭者 | | | |
| 事務局 | 事務局長 関根正徳 | 事務局 農地係長 吉澤和巳 (説明) | 事務局 柴生田卓 (書記) |
| 説明者 | 1番 小林委員 | 4番 笹野委員 | 産業振興課 倉岡 |
| 開会 午後 1時25分 | 事務局長 | 開会 | |
| | 会長 | あいさつ | |
| | 議長 | 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員9名、欠席委員1名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員7名、欠席委員1名。 | |
| 議事録署名人の指名 | 議長 | 議事録署名人に、5番 大澤委員、8番 小宮委員を指名する。 | |
| 議案上程 | 議長 | 第1号から第2号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。 | |
| 議案朗読説明 午後 1時30分 | 事務局 | <p>1) 第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。</p> <p>2) 第2号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について議案を朗読する。 第1番は、非農地判定申請をしたいとする申出であり、町から計画の変更について諮問されたものです。</p> | |
| 地区委員会付託 午後 1時35分 | 議長 | 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。 | |
| 再開 午後 1時40分 | 議長 | 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第1号議案1番を東地区、第2号議案1番を西地区の順で報告願います。 | |

| | |
|---|---|
| <p>質疑 午後 1時50分</p> <p>採決 午後 1時50分</p> | <p>1番 小林委員</p> <p>東地区の案件について報告する。 東地区の案件につきましては、8月22日の午後5時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、1番の案件、この案件は妻の実家で生活している借受人達が、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための申請です。 関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、事業の実現性は確認できます。転用により周辺の農地への影響もないため、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>4番 笹野委員</p> <p>西地区の案件について報告する。 西地区の案件につきましては、8月26日の午前8時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。 第2号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について、この案件は、父親から相続した農地が山林化し、農地を肥培管理することが困難な状態にあり、再生利用困難な農地であることから非農地判定申請のために農用地区域からの除外申出であります。 町が農振除外の審査を済ませておりますので、西地区の担当委員としては、農振除外はやむを得ないと判断します。</p> |
| | <p>議長 報告が終わり、質疑を開始する。</p> <p>議長 質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> |

次回現地確認の日程
午後 1時50分

| | | |
|-----|-----------------|----------------------------------|
| 議 長 | 次回現地確認の日程を確認する。 | |
| | 東地区 2 番 田島委員 | 9月21日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合 |
| | 西地区 推3 番 笹野委員 | 9月23日 午前 8時00分から 農協西吉見支店集合 |
| | 南地区 推6 番 吉田委員 | 9月23日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合 |
| | 北地区 8 番 小宮委員 | 9月23日 午後 5時00分から 農協北吉見支店集合 |

報告事項
午後 1時55分

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 2) 市街化区域内農地の転用届出について (報告) |
| | ・地 目 変 更 1 番 下細谷地内 1 筆 2 2 5 m ² |
| | 2 番 下細谷地内 3 筆 3 9 0 m ² |
| | 3 番 下細谷地内 1 筆 1 9 9 m ² |
| | ・所 有 権 移 転 4 番 東野地内 1 筆 4 7 9 m ² |
| | ・使用賃借権設定 5 番 下細谷地内 2 筆 3 2 6 m ² |

協議事項説明
午後 2時00分

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について、吉見町で策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部変更することに伴い、町から意見を求められましたので、「その他」の中で協議をお願いします。概要については、産業振興課の担当者より説明をお願いします。 |
| 産業振興課担当 | 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について資料に基づき説明する。 |

質疑
午後 2時15分

議長 説明が終わり、質疑を開始する。

9番 福田委員
地域計画はいつから協議をするのか。

産業振興課担当
現在詳細なスケジュールは調整中です。

9番 福田委員
令和7年3月31日以降、利用権設定はすべて中間管理機構を通して行い農政係が窓口になるのか。

産業振興課担当
中間管理機構を通す形になります。現在のところ、窓口は決定しておりません。

9番 福田委員
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標が56%だが、現在はどれくらいか。

産業振興課担当
44%です。

9番 福田委員
吉見町地域担い手育成総合支援協議会はこれから作るのか、すでに存在するのか。

産業振興課担当
既に存在し、支援活動をしています。

9番 福田委員

この基本構想は吉見町役場の全課局で回覧し共有をするのか。

産業振興課担当

今回は、法改正に伴う変更なので全課局への回覧は考えていません。

9番 福田委員

中間管理事業での賃借料は統一するのか。

産業振興課担当

地域ごとに金額を決めるので、町全体の統一した金額にはなりません。

1番 小林委員

今回の改正は、町に合ったものか。

産業振興課担当

地域の担い手への支援など、明文化することによって地域に沿った対応ができるようになるので、町に合ったものだと認識しています。また吉見町に合わないものが出てくれば、見直しをしていきたいと思えます。

1番 小林委員

中間管理事業での賃借料について、地域ごとの料金設定は難しいのではないか。

産業振興課担当

地域の方に相談をしながら、慎重に進めていきます。

推6番 吉田委員

短期間で地域計画へ移行する計画だが、うまく稼働するのか。

産業振興課担当

周知徹底に努め、混乱の無いように取り組んでいきます。

| | |
|-------------------|--|
| 採決 午後 2時30分 | 議 長 以上で質疑が無いようであれば、構想の変更案について、農業委員会として町への回答は異議なしと回答します。 |
| その他説明 午後 2時30分 | 事 務 局 その他について、当日の配布資料により説明 |
| | 議 長 その他が終わり、質疑を開始する。 |
| | 議 長 質疑なしと認める。 |
| 閉会 午後 2時35分 | 議 長 次回開催予定 令和5年9月26日(火)午後1時30分開始を確認して閉会する。 |
| その他特に重要と認める事項 | |

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 5 年 9 月 26 日

議長 伊田由夫 

署名委員 大澤明子 

署名委員 小宮一博 